

毎月5日はいすみ市「市民防災の日」

風水害に備えよう！



台風や豪雨などの風水害は、地震に比べると予想が出来ることから、安易に考えがちです。自宅で風水害が発生した場合に、適切な行動がとれるよう、心構えを身につけておきましょう。

避難行動の確認を

定期的に家族防災会議を開くなどして、地震ばかりでなく、風水害が起きた場合に、自宅での安全確保の方法、万が一の時にはどこに避難し、どのように家族どうしが連絡を取り合うかなどを確認しておくことがとても大切です。

正確な情報収集と自主的な避難を

ラジオ・テレビなどで最新の気象情報、避難情報を収集しましょう。雨の降り方や浸水の状況に注意し、危険を感じたら自主的に避難しましょう。

避難勧告等の種類



種類	内容
避難準備情報	- 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）しましょう。 - 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始しましょう。
避難勧告	土地、建物などに被害が発生する恐れのある場合に発令対象区域の住民に対して避難を呼びかけます。 通常の避難行動ができる者は、あらかじめ指定した避難場所等への避難行動を開始しましょう。
避難指示	避難勧告と同様に、土地、建物などに被害が発生する恐れのある場合に発令対象区域の住民に対して避難を呼びかけるもので、より拘束力の強いものとして発令します。 - 避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了しましょう。 - 未だ避難していない対象区域の住民は、直ちに避難行動に移り、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとりましょう。

特別警報の運用について

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。



気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 暴風が吹くと予想される場合
高潮	高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合

「いすみ市防災メール」への登録はお済みですか？

市では、地震や津波などの防災情報をはじめ、気象警報や市からのお知らせなどを電子メールを利用して配信しています。登録は無料ですので、ぜひご利用ください。

(<https://service.sugumail.com/isumi/member>)

「ゆれたらにげる より遠くへ より高台へ」

問い合わせ
いすみ市役所 危機管理課
TEL 62-2000





いすみ市家具転倒防止事業助成金のご案内

市では、地震による人的被害を防ぐため、
家具転倒防止の対策をされる方に助成を行っています。

近年発生した地震でけがをした原因を調べると、約3割から5割が家具類の転倒・落下・移動によるものでした。

特に、震度5強以上の強い地震では、背の高い家具
(食器棚、タンス、本棚など)や台上に置く家電製品
(テレビ、電子レンジなど)が、多く転倒・落下しています。

このことから、負傷の防止や避難路の確保のためには、
家具類の転倒・落下防止対策を実施することが重要です。



家具などに転倒・落下防止対策を実施し、地震に備えましょう！

《助成対象者》

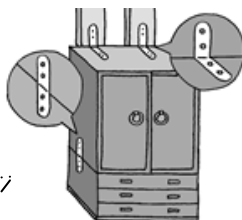
いすみ市に居住し、いすみ市の住民基本台帳に登録されている方。
※既に助成を受けている方は対象となりません。

《助成対象》

助成対象者の住宅において、主に起居する寝室又は居間等にある家具等を、床・柱・壁等に固定するための家具転倒防止器具を取り付けた場合。
※ただし、家具転倒防止器具取付講習会を受講した業者等が取り付けた場合に限りです。

《助成金額》

家具等の転倒防止に要した費用のうち、1申請者又は1棟の住宅について1回限り3台までで、対象となる家具等が1台の場合は6,000円、2台の場合は8,000円、3台の場合は10,000円を限度額とします。



《申請方法》

申請書に経費の見積書等を添付して、危機管理課に提出してください。

**詳細については、
お問い合わせください！！**

問い合わせ
いすみ市役所 危機管理課
TEL 62-2000